



Global Leader of Carbon Materials
東海カーボン株式会社

第154回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年3月30日（水曜日）
午前10時

場所

東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第154回定時株主総会招集ご通知……	1
事業報告……	4
連結計算書類……	20
計算書類……	32
監査報告書……	41
株主総会参考書類……	45
会場ご案内図	

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号

東海カーボン株式会社

代表取締役社長 長 坂 一

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第154回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、2頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおり書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成28年3月29日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区北青山一丁目2番3号

当社本店（青山ビル10階）

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第154期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第154期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ② 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokaicarbon.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

1. 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思があったものとして取り扱います。

2. インターネット等による議決権の行使

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年3月29日（火曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

3. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(4) 株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

4. 書面及びインターネット等による議決権行使の期限
株主総会前日の平成28年3月29日（火曜日）午後5時40分までとなりますのでご了承ください。
5. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
6. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

提供書面

第154期 事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

平成27年の世界経済は、米国では雇用・所得環境の改善による個人消費の回復や企業活動の拡大などで堅調な回復基調が続き、欧州においても個人消費の回復基調が強まるなど景気の持ち直しが見られ、概して緩やかな回復傾向が続きました。しかし一方で、中国を中心とした新興国や資源国における景気の減速、世界各地で頻発するテロなどの地政学的リスクの高まりによる先行き不透明感は一層根強いものとなりました。わが国経済は、緩やかな回復基調をたどったものの、年初に高成長が期待された個人消費、設備投資、輸出等の主要な需要項目は総じて弱含みで推移しました。

当社グループの対面業界であるゴム製品、鉄鋼、半導体、情報技術関連、産業機械などの各業界では、一部において回復基調が続きましたが、カーボンブラックの需要先であるタイヤ産業においては前期を下回る生産量となりました。また、黒鉛電極の需要先である電炉鋼業界でも、中国製鋼材の大量流出等の影響を受け大幅な生産減となり、主力事業における国内外での需要の取り込み、採算性の確保に苦戦を強いられました。その他の事業においても価格競争の激化や技術面における新興国の追随等、常に予断を許さない状況が続きました。

当社グループの3ヵ年中期経営計画「T-2015」の最終年にあたる当期は、引き続きコスト競争力の強化、研究開発の促進に取り組み一定の成果を見ることができましたが、数値目標である平成27年の売上高1,400億円、ROS（売上高営業利益率）11%、ROA（総資産経常利益率）8%の達成は、中国経済の減速、原油価格急落等により市況が悪化した結果、遺憾ながら未達となりました。

このような状況のなか、全従業員が危機意識を共有し難局に立ち向かうべく、社内コミュニケーションの改善、部門間の壁の打破、技術力の回復を掲げ諸改革を行ってまいりました。6月に、全事業部の生産技術・設備を横断する組織として技術本部を新設し、技術力の復権に向けた一歩を踏み出しました。8月には、事業環境の変化に応じた収益構造の最適化を図るため、炭素・セラミックスセグメントの合理化を第一弾とする構造改革に着手しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比8.5%減の1,048億6千4百万円となりました。損益面におきましては、販売数量の減少、売価低下等はあったものの、為替の円安効果もあり、営業利益は前期比10.4%増の40億8千8百万円となり、経常利益は前期比3.3%増の43億1千7百万円となりました。当期純利益は、投資有価証券売却益及び固定資産売却益を計上しましたが、東海炭素（天津）有限公司のカーボンブラックの製造設備について減損損失を計上したことから前期比3.0%減の24億8千4百万円となりました。

以上により、当期の期末配当は1株につき3円とし、既に実施いたしました中間配当と合わせて年6円といたしたいと存じます。

各事業部門の状況は次のとおりであります。

カーボンブラック事業部門

国内においては、消費増税前の駆け込み需要の反動や4月の軽自動車税引き上げの影響により対面業界である自動車及びタイヤ産業の生産・出荷は前年同期を下回って推移し、カーボンブラック需要も低調に推移しました。平成26年5月に連結子会社としたCancarb Limitedの業績が当期は通期で寄与しましたが、供給過剰が続く中国製品の当社市場への流入や、原料油価格の低下に伴いカーボンブラックの価格改定を行った影響により、売上高、営業利益ともに減少しました。

以上により、当事業部門の売上高は前期比15.7%減の462億2千4百万円となり、営業利益は前期比53.6%減の13億5百万円となりました。

炭素・セラミックス事業部門

(黒鉛電極)

粗鋼生産は国内外とも前期比マイナスで推移しました。世界最大の粗鋼生産国である中国の内需が減少する一方で過剰生産が継続したことから、中国製の安価な鋼材が海外へ大量流出し世界全体の粗鋼生産量と鋼材市況に影響をもたらしました。電炉鋼生産もその影響を受け大幅な減産となりました。また、国内電炉鋼生産は、13ヶ月連続して前年同月比割れするなど、ここ5年間で最小の生産量となるほど構造不況が続いております。この結果、黒鉛電極の販売量、売上高ともに減少し、円安による為替効果は受けたものの黒鉛電極の売上高は、前期比10.4%減の269億6千万円となりました。

(ファインカーボン)

等方性黒鉛の需要は堅調に推移しましたが、供給過剰による需給不均衡が続き、通年にわたり競合他社との激しい価格競争となりました。対面業界である太陽電池、半導体、ポリシリコン、LEDの各市場は上期までは概ね好調に推移しましたが、下期は成長ペースが緩やかとなったため、価格対応を行い販売量の維持に努めました。この結果、ファインカーボンの売上高は前期比4.0%増の149億7千3百万円となりました。

以上により、当事業部門の売上高は前期比5.7%減の419億3千3百万円となり、営業利益は前期比115.0%増の27億2千9百万円となりました。

工業炉及び関連製品事業部門

主要な需要先である情報技術関連業界では、一部に回復の兆しが見られたことから、主力製品である工業炉の売上高は前期比増となりました。発熱体その他製品の売上高は、中国ガラス業界の需要が低調に推移したものの、一部主要電子部品業界と中国の電力インフラ事業向けの需要が堅調に推移したため前期比増となりました。

以上により、当事業部門の売上高は前期比11.6%増の52億1千2百万円となり、営業利益は前期比8.0%増の6億7千6百万円となりました。

その他事業部門

(摩擦材)

主要な顧客である建設機械向けの需要は、中国市況の減速や資源価格下落の影響を強く受けて低迷し、前期比減となりました。また、商用車向けの需要もインドネシア市場の不振を受け、前期比減となりました。一方、ロボットを中心とした産業機械向けの需要は秋口までは好調に推移し、前期比増となりました。この結果、摩擦材の売上高は前期比4.4%減の82億3千5百万円となりました。

(その他)

不動産賃貸等その他の売上高は、リチウムイオン二次電池用負極材の販売数量が増加したことにより前期比65.5%増の32億6千万円となりました。

以上により、当事業部門の売上高は前期比8.6%増の114億9千5百万円となり、営業利益は、前期比68.5%増の6億2千1百万円となりました。

事業部門別の売上高・営業利益

(単位：百万円)

区 分	第153期（前連結会計年度）		第154期（当連結会計年度）	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
カーボンブラック事業	54,836	2,811	46,224	1,305
黒鉛電極	30,088		26,960	
ファインカーボン	14,399		14,973	
炭素・セラミックス事業	44,487	1,269	41,933	2,729
工業炉及び関連製品事業	4,671	626	5,212	676
摩擦材	8,610		8,235	
その他	1,969		3,260	
その他事業	10,580	368	11,495	621
調整額	－	△1,372	－	△1,244
合計	114,576	3,703	104,864	4,088

②設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、カーボンブラック事業における当社知多工場等の設備更新を中心に総額53億1百万円（前期比77.6%）の設備投資を実施しました。

③資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は10億円であります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第151期 (平成24年12月期)	第152期 (平成25年12月期)	第153期 (平成26年12月期)	第154期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売 上 高 (百万円)	98,704	100,935	114,576	104,864
経 常 利 益 (百万円)	6,470	3,114	4,180	4,317
当 期 純 利 益 (百万円)	1,993	1,213	2,562	2,484
1 株当たり当期純利益 (円)	9.34	5.68	12.00	11.65
総 資 産 (百万円)	166,668	183,427	210,439	184,074
純 資 産 (百万円)	113,266	123,232	132,343	124,971
1 株当たり純資産額 (円)	515.90	567.19	609.60	576.57

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第151期 (平成24年12月期)	第152期 (平成25年12月期)	第153期 (平成26年12月期)	第154期 (当期) (平成27年12月期)
売 上 高 (百万円)	62,064	59,243	61,989	55,532
経 常 利 益 (百万円)	4,147	5,088	4,138	4,998
当 期 純 利 益 (百万円)	1,459	2,997	3,140	3,361
1 株当たり当期純利益 (円)	6.84	14.04	14.71	15.77
総 資 産 (百万円)	131,138	141,995	157,509	142,554
純 資 産 (百万円)	89,185	95,624	98,392	97,264
1 株当たり純資産額 (円)	417.63	447.86	461.44	456.24

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
東 海 高 熱 工 業 株 式 会 社	1,400 百万円	100.0 %	工業炉、炭化けい素発熱体の製造販売
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	800,000 千バーツ	82.7	カーボンブラックの製造販売
東 海 炭 素 (天 津) 有 限 公 司	989,306 千人民元	100.0	カーボンブラックの製造販売
C a n c a r b L i m i t e d	179,276 千カナダドル	100.0	カーボンブラックの製造販売
TOKAI ERFT CARBON GmbH	818,067 ユーロ	100.0	黒鉛電極の製造販売

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、中国経済の景気動向などによる懸念はあるものの、政府の各種政策効果や底堅い個人消費に支えられ、景気は穏やかに回復することが期待されます。しかしながら、中国経済回復の遅れ、テロ脅威の常態化、原油価格の長期低迷など、世界経済の動向には十分注意を払う必要があります。当社関連業界においては、中国鋼材在庫積み上がりによる電炉鋼稼働率低下、供給能力過多による中国製品の輸出拡大、原油価格急落等により、事業環境は一層厳しくなっております。

このような情勢の中、当社グループは3ヵ年中期経営計画「T-2018」の中で、抜本的な構造改革を実施し、事業の再構築、資本効率の改善、社内意識改革に総力をあげて取り組んでまいります。

更に今後も、メーカーの基本である安全確保、品質管理、環境保全には一層の注意を払っていく所存であり、投資家との対話の促進を通じたコーポレートガバナンスの充実を図り、地域貢献を中心としたCSR(企業の社会的責任)活動の強化にも引き続き努めてまいります。また、金融商品取引法に基づく財務報告にかかる内部統制報告制度の運用、評価、改善により企業基盤の強化にも取り組んでいく所存です。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
カーボンブラック事業	カーボンブラック
炭素・セラミックス事業	黒鉛電極、ファインカーボン
工業炉及び関連製品事業	工業炉（工業用電気炉、ガス炉）、炭化けい素発熱体
その他事業	摩擦材、その他

(6) 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
東海カーボン株式会社	本社（東京都）、支店（大阪府、愛知県）、工場（宮城県、神奈川県、愛知県、滋賀県、山口県、福岡県、熊本県）、研究所（静岡県、神奈川県、愛知県、山口県、熊本県）、海外事務所（タイ）
東海高熱工業株式会社	本社（東京都）、支店（京都府）、工場（宮城県）
東海マテリアル株式会社	本社・工場（千葉県）、支店（千葉県、愛知県、大阪府、福岡県）、営業所（北海道）
東海ファインカーボン株式会社	本社・工場（神奈川県）、工場（山梨県）、営業所（大阪府、熊本県）
オリエンタル産業株式会社	本社・工場（山梨県）
東海運輸株式会社	本社（東京都）、営業所（宮城県、静岡県）
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	本社・工場（タイ）
東海炭素（天津）有限公司	本社・工場（中国）
Cancarb Limited	本社・工場（カナダ）
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	本社・工場（米国）
TOKAI ERFTCARBON GmbH	本社・工場（ドイツ）
TOKAI CARBON EUROPE GmbH	本社（ドイツ）

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
カーボンブラック事業	585 名	13 名 増
炭素・セラミックス事業	845	— —
工業炉及び関連製品事業	231	3 増
その他の事業	321	9 増
全社（共通）	110	3 増
合計	2,092	28 増

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	673 名	16 名 減	39 歳 5 月	14 年 8 月
女性	40	3 減	39 8	12 6
合計	713	19 減	39 5	14 6

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,706 百万円
三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司	3,657
株式会社三井住友銀行	1,487
株式会社りそな銀行	1,383
株式会社みずほ銀行	1,360
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,253
Bangkok Bank Public Company Limited	597

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 598,764,000株
- ②発行済株式の総数 224,943,104株
- ③株主数 15,914名（前期末比1,457名減）
- ④大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,873	7.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,638	7.80
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,958	3.73
三 菱 商 事 株 式 会 社	6,748	3.17
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	6,290	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（三菱化学株式会社退職給付信託口）	5,900	2.77
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,161	2.42
J U N I P E R	4,978	2.34
ドイ ツェ バ ン ク ア ー ゲ ー フ ラ ン ク フ ル ト	4,504	2.11
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	4,107	1.93

- （注） 1. 当社は、自己株式を11,757千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	長 坂 一	
取 締 役 専務執行役員	室 伏 信 幸	経営戦略本部長 (韓国東海カーボン株式会社代表理事会長)
取 締 役 常務執行役員	細 谷 正 直	経営管理本部長
取 締 役 常務執行役員	福 田 敏 昭	技術本部長、開発戦略本部長
取 締 役 常務執行役員	杉 原 幹 治	ファインカーボン事業部長 (TOKAI CARBON U.S.A.,INC.取締役会会長、東海耀碳素(大連)有限公司董事長)
取 締 役 執行役員	芹 澤 雄 二	電極事業部長〔原料調達部管掌〕 (TOKAI ERFTCARBON GmbHアドバイザーリーボード会長)
取 締 役	渡 辺 政 宏	(セメダイン株式会社監査役)
取 締 役	林 良 一	(日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役、株式会社 COLIN CONSULTING CORPORATION代表取締役、SEBRINA HOLDINGS PTE. LTD.社外取締役)
常 勤 監 査 役	笹 尾 誠一郎	
監 査 役	中 井 清 就	
監 査 役	寒 川 恒 久	
監 査 役	草 場 正 博	

- (注) 1. 取締役の工藤能成氏は平成27年3月27日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、相談役に就任いたしました。
2. 取締役の芹澤雄二氏は平成27年3月27日開催の第153回定時株主総会において選任され就任いたしました。
3. 取締役のうち、渡辺政宏氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 平成28年1月1日付で、以下のとおり取締役の担当変更を行っております。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 専務執行役員	室 伏 信 幸	カーボンブラック事業部長 (東海炭素(天津)有限公司董事長、Cancarb Limited取締役会 会長、韓国東海カーボン株式会社代表理事会長)
取 締 役 常務執行役員	福 田 敏 昭	ファインカーボン事業部長 (TOKAI CARBON U.S.A.,INC.取締役会会長、東海耀碳素(大 連)有限公司董事長)
取 締 役 執行役員	芹 澤 雄 二	経営戦略本部長
取 締 役	杉 原 幹 治	

5. 監査役のうち、笹尾誠一郎及び草場正博の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役の寒川恒久氏は当社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外監査役の佐藤隆一氏は、平成27年12月20日をもって逝去により退任いたしました。これに伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなりましたので、補欠監査役の草場正博氏が社外監査役に就任いたしました。
8. 当社は、社外取締役の渡辺政宏及び社外監査役の笹尾誠一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

専任執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	松 原 和 彦	経営管理本部経理部長
執 行 役 員	辻 雅 史	カーボンブラック事業部長 (東海炭素(天津)有限公司董事長、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO.,LTD.取締役会会長、Cancarb Limited取締役 会会長)
執 行 役 員	菊 地 一 秀	摩擦材事業部長 (東海能代精工株式会社代表取締役社長)
執 行 役 員	山 家 裕 司	田ノ浦研究所長、田ノ浦工場長

- (注) 1. 執行役員の松原和彦及び辻雅史の両氏は平成27年3月27日開催の取締役会において新たに選任され就任いたしました。
2. 平成28年1月1日付で、以下のとおり執行役員の担当変更を行っております。
- 執行役員 辻 雅史 電極事業部長

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の渡辺政宏氏及び社外監査役の草場正博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。また、当社は平成27年12月20日逝去により退任いたしました社外監査役の佐藤隆一氏との間でも、同内容の契約を締結しておりました。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (1)	201,343 千円 (8,750)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3)	45,119 千円 (26,099)
合 計 (うち社外役員)	14 名 (4)	246,462 千円 (34,849)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成18年3月30日開催の第144回定時株主総会において年額合計3億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成18年3月30日開催の第144回定時株主総会において年額合計6,500万円以内と決議いただいております。
3. 支給人員及び報酬等の総額には、平成27年3月27日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成27年12月20日をもって退任した監査役1名を含めております。なお、当事業年度末現在の役員の人数は、取締役8名(うち社外取締役1名)及び監査役4名(うち社外監査役2名)であります。
4. 子会社から役員として報酬を受けた社外役員は1名であり、その報酬は総額5百万円であります。
5. 当社は、平成18年3月30日開催の第144回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し6,600千円の役員退職慰労金を支給しております。

④社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	主 要 兼 務 先	兼 務 役 職
社 外 取 締 役	渡 辺 政 宏	セメダイン株式会社	監査役

(注) 当社とセメダイン株式会社との間に、重要な取引関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	渡 辺 政 宏	渡辺氏は非常勤取締役として、10回開催の取締役会に9回出席し、公認会計士としての専門知識、豊富な経験及び知見に基づき、経営全般について適宜質問・提言を行いました。
監 査 役	笹 尾 誠 一 郎	笹尾氏は常勤監査役として、10回開催の取締役会に10回出席、13回開催の監査役会に13回出席し、監査計画に基づく監査結果をふまえて、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	佐 藤 隆 一	佐藤氏は平成27年12月20日逝去により退任するまでに、非常勤監査役として、10回開催の取締役会に10回出席、13回開催の監査役会に13回出席し、豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	草 場 正 博	草場氏が監査役に就任した12月24日以降、取締役会及び監査役会は開催されておられません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
(a)当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	68,300 千円
(b)上記(a)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	67,600 千円
(c)上記(b)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	58,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、(c)の金額はこれらの金額を合計しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO.,LTD.、東海炭素(天津)有限公司、Cancarb Limited及びTOKAI ERFTCARBON GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき全員一致で会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「再生可能エネルギー促進賦課金減免申請業務」を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について基本方針を以下のとおり定めております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会において「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」などの基本方針を定め、法令遵守を基本とする職務の執行を徹底する。
- (b) 法令・定款に従い、取締役会において、重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 内部監査の実施によりコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) コンプライアンス確保のための教育、監査、指導を実施する。
- (e) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (f) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 『文書取扱規則』及び『電子情報管理規則』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録、保存し、管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役が、取締役の職務執行に係る情報の文書等を効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。
- (c) 情報開示は、『情報開示基本方針』に従い、重要な決定を行ったときは、その事実をすみやかに適時適切に開示する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、重大な災害、事故等の不測の事態が発生したときには、『緊急事態発生時の対応指針』に基づき、迅速で適正な危機対応を行う。
- (b) 業務運営上の損失の危険を回避するため、経理・財務管理、取引先管理、輸出管理、環境・防災管理、品質管理、情報管理及び投資管理等に関連する規程・規則を制定・整備し、適正に運用する。

- (c) その他潜在的な事業リスクを低減・回避するため、日常的なリスク管理を各担当部署が実施し、その結果を取締役会ほか経営に対して報告し、リスクの把握と改善に努める。
- (d) 当社グループ会社は当社の定める子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項については、速やかに当社及び当社監査役に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役と執行役の役割等を明確にすることにより、機動的かつ迅速に業務等の執行を推進する。
- (b) 取締役、社員が共有する全社的な目標として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定、具体化するため毎事業年度上半期、下半期の予算を策定し、総合計画会議の場で目標の確認と方針を定める。
- (c) 月次、四半期、半期、年次ごとの財務報告を作成し、その実績、分析等を取締役会に報告する。
- (d) 取締役及び業務担当執行役員で構成する経営会議、その他投資委員会、総合計画会議等重要な会議において、重要事項につき審議する。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」、「倫理・コンプライアンス行動基準」を周知徹底する。
- (b) 法令遵守に関する研修や教育を推進する。
- (c) 内部監査の適正実施によるコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (e) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応する。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、グループ共通の理念、行動指針に基づき経営され、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう『子会社管理規程』に従い、当社のグループ会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。
- (b) 当社は当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。
- (c) 当社グループ会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、グループ共通の経営目標を掲げるとともに、具体化するため毎事業年度の予算を策定する。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 当社は、監査役から「職務を補助すべき使用人」を置くことを求められた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフの新設及び既設の内部監査の機能強化を検討する。
 - (b) 監査役スタッフを置く場合は、同スタッフに監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
 - (c) 監査役スタッフの任免及び評価について常勤監査役の同意を得るものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制
- (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、取締役が直ちに監査役に報告する。
 - (b) 当社グループ会社の取締役及び使用人は、子会社管理規程等で報告が定められている事項については、同規程等に基づき速やかに当社及び当社監査役に報告する。
 - (c) 当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役へ報告を行ったことを理由として不当な扱いを受けないものとする。
 - (d) 監査役は、法令に従い取締役会に出席するほか、経営会議、投資委員会等重要な会議に出席し、必要に応じて取締役や使用人からその職務の執行状況を聴取する。
 - (e) 監査役は、稟議書ほか重要な報告書等を閲覧する。
 - (f) 監査役、監査法人及び監査室との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。
 - (g) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求に応じて支出する。
- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、「財務報告に係る内部統制システム基本方針」、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき整備・運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社及び当社のグループ会社の財務報告の信頼性を確保する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

- ①コンプライアンスに関する取り組み状況
- 当社役員、管理職及び国内主要子会社トップに対し、外部講師によるセミナーを毎年開催しております。また、毎年新入社員に対しても、コンプライアンス入門研修を実施し、関連法規やC S R等の企業として守るべきルールに関する教育を実施しています。
- ②当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み状況
- 当社グループの経営方針に基づいた総合計画書の策定に際しては、事前に統括事業部からグループ会社に対し、経営方針に沿った目標・課題を説明・共有しております。年2回の総合計画会議においては、当社経営陣・監査役・幹部従業員及び主要グループ会社のトップが出席しており、計画目標、課題について討議して経営者の方針を決定、周知しております。また、当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣し、各グループ会社の取締役会への出席の機会を通し、経営に関する指導・助言等、管理体制の強化を図っております。

③損失の危険の管理に対する取り組み状況

損失の危険の管理に関しては、子会社管理規程を改定し、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事項が当社関係部署および当社監査役に報告される体制を整備しております。

④監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み状況

監査役は、取締役会に出席するほか経営会議、総合計画会議・投資委員会・部長会等の重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から監査役の意見が述べられており、職務執行側と監査役との意思疎通が図られております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、及び基本方針実現のための取組みの具体的内容の各概要、並びに各取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由は、以下のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきであると考えています。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針実現のための取組み

(中期経営計画による企業価値向上への取組み)

当社は、大正7年(1918年)の創立以来、90余年にわたり炭素業界のパイオニアかつそのリーディングカンパニーとして歩み続け、カーボンブラック事業、製鋼用黒鉛電極事業、ファインカーボン事業、摩擦材事業並びに工業炉及び関連製品事業を通じて社会の発展に寄与してまいりました。この間当社は顧客をはじめとするステークホルダーとの長い信頼関係を築くとともに、それに支えられて独自の知識経験を積み上げながら首尾一貫して持続的成長を真摯に追求してまいりました。

この歴史を踏まえながら、更なる成長を追求するため、当社グループは「信頼の絆」という企業理念のもとに、「価値創造力」、「公正」、「環境調和」、「国際性」を行動の基本方針とし、あるべき企業像を「炭素材料のグローバルリーダー」として掲げ、積極的なグローバル展開と技術革新を追求しております。具体的には3年ごとの中期経営計画Tシリーズで具体的な目標を設定しております。

平成27年を最終年度とする「T-2015」では、厳しい経営環境により売上高などの数値目標は達成できなかったものの、コスト競争力の強化、研究開発の促進に取り組み、一定の成果を見ることができました。

今後は、新中期経営計画「T-2018」の達成に総力を挙げてまいります。
(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社はコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけ、企業倫理と法令遵守を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率化、透明性を確保することに努めております。具体的施策として、当社は監査役制度を採用しております。監査役は4名で構成され、内2名は社外監査役であり、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役や執行役員等からその職務の執行状況を聴取するほか、経営トップとも定期的に意見交換を行い、公正な経営監視体制をとっております。また経営の監督機能と業務執行の分離を図る目的で平成11年より執行役員制を導入しております。

取締役8名（うち1名は社外取締役）からなる取締役会は経営の基本方針を決定しております。取締役会は経営戦略についての意思決定機関であるとの明確な位置づけのもとに運営し、原則として月1回開催し、法令で定められた事項や重要事項の決定を行い、業務執行状況の報告を受けております。平成19年3月からは経営環境の変化に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するために取締役の任期を2年から1年に変更しております。

③取締役会の判断及びその判断に係る理由

前述②の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであるので、前述①の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、当社は、平成26年2月10日開催の取締役会において、平成26年3月28日開催の第152期事業年度に係る定時株主総会終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続しないことを決議しております。

第154期連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	87,968	流 動 負 債	31,126
現金及び預金	16,045	支払手形及び買掛金	9,196
受取手形及び売掛金	26,897	電子記録債務	2,201
有価証券	7,000	短期借入金	7,469
商品及び製品	13,828	一年以内返済長期借入金	2,068
仕掛品	12,182	未払法人税等	3,540
原材料及び貯蔵品	8,241	未払消費税等	496
繰延税金資産	1,384	未払費用	1,366
その他	2,509	賞与引当金	212
貸倒引当金	△122	その他	4,575
固 定 資 産	96,106	固 定 負 債	27,976
有形固定資産	56,629	長期借入金	14,398
建物及び構築物	18,282	繰延税金負債	7,872
機械装置及び運搬具	26,576	退職給付に係る負債	3,816
炉	998	役員退職慰労引当金	107
土地	6,703	執行役員等退職慰労引当金	35
建設仮勘定	3,070	環境安全対策引当金	469
その他	997	その他	1,276
無形固定資産	11,324	負 債 合 計	59,103
ソフトウェア	404	(純 資 産 の 部)	
のれん	6,135	株 主 資 本	108,910
顧客関連資産	3,896	資本金	20,436
その他	888	資本剰余金	17,502
投資その他の資産	28,153	利益剰余金	78,214
投資有価証券	24,681	自己株式	△7,243
退職給付に係る資産	1,993	その他の包括利益累計額	14,004
繰延税金資産	606	その他有価証券評価差額金	9,392
その他	922	繰延ヘッジ損益	△0
貸倒引当金	△51	為替換算調整勘定	3,782
資 産 合 計	184,074	退職給付に係る調整累計額	830
		少 数 株 主 持 分	2,055
		純 資 産 合 計	124,971
		負 債 純 資 産 合 計	184,074

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第154期 連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	104,864
売上原価	84,904
売上総利益	19,960
販売費及び一般管理費	15,871
営業利益	4,088
営業外収益	2,217
受取利息及び配当金	678
持分法による投資利益	589
その他の営業外収益	949
営業外費用	1,989
支払利息	595
為替差損	383
その他の営業外費用	1,009
経常利益	4,317
特別利益	7,006
投資有価証券売却益	5,814
固定資産売却益	1,003
関係会社清算益	189
特別損失	4,597
減損損失	4,326
解体撤去費用	106
関係会社清算負担金	86
関係会社株式売却損	78
税金等調整前当期純利益	6,726
法人税、住民税及び事業税	4,891
法人税等調整額	△545
法人税等合計	4,345
少数株主損益調整前当期純利益	2,381
少数株主損失	△103
当期純利益	2,484

第154期 連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	20,436	17,502	77,295	△7,227	108,006
会計方針の変更による 累積的影響額			△295		△295
会計方針の変更を反映 した当期首残高	20,436	17,502	76,999	△7,227	107,710
当期中の変動額					
剰余金の配当			△1,279		△1,279
当期純利益			2,484		2,484
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分			△0	0	0
連結範囲の変動			9		9
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	－	－	1,215	△15	1,199
平成27年12月31日残高	20,436	17,502	78,214	△7,243	108,910

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年1月1日残高	11,958	－	9,212	806	21,977	2,359	132,343
会計方針の変更による 累積的影響額							△295
会計方針の変更を反映 した当期首残高	11,958	－	9,212	806	21,977	2,359	132,047
当期中の変動額							
剰余金の配当							△1,279
当期純利益							2,484
自己株式の取得							△15
自己株式の処分							0
連結範囲の変動							9
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△2,566	△0	△5,430	24	△7,972	△303	△8,276
当期中の変動額合計	△2,566	△0	△5,430	24	△7,972	△303	△7,076
平成27年12月31日残高	9,392	△0	3,782	830	14,004	2,055	124,971

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

東海高熱工業（株）、東海マテリアル（株）、東海ファインカーボン（株）、オリエンタル産業（株）、東海能代精工（株）、東海運輸（株）、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO.,LTD.、東海炭素（天津）有限公司、東海碳素（蘇州）有限公司、東海耀碳素（大連）有限公司、TOKAI CARBON U.S.A.,INC.、TOKAI CARBON ELECTRODE SALES INC.、TOKAI CARBON ELECTRODE SALES L.L.C.、Cancarb Limited、TOKAI ERFTCARBON GmbH、TOKAI CARBON EUROPE GmbH、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON ITALIA S.R.L.、TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbH、東海高熱エンジニアリング（株）、上海東海高熱耐火制品有限公司、東海高熱（蘇州）工業炉有限公司、三友ブレーキ（株）、ダイヤ通商（株）

前連結会計年度において連結子会社でありました拓凱碳素貿易（上海）有限公司は、清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

また、SVENSK SPECIALGRAFIT ABについては、当連結会計年度においてTOKAI CARBON EUROPE LTD.が株式を一部売却したことにより、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。また、社名をSCHUNK TOKAI SCANDINAVIA ABに変更しております。

(2) 非連結子会社の名称 (株) 名古屋グリーン倶楽部、(株) ランコムトーヨー (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 5社

関連会社の名称

韓国東海カーボン（株）、SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI、MWI,INC.、SGL TOKAI PROCESS TECHNOLOGY PTE. LTD.、SCHUNK TOKAI SCANDINAVIA AB

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（(株) 名古屋グリーン倶楽部、(株) ランコムトーヨー）は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) SVENSK SPECIALGRAFIT ABについては、当連結会計年度においてTOKAI CARBON EUROPE LTD.が株式を一部売却したことにより、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。また、社名をSCHUNK TOKAI SCANDINAVIA ABに変更しております。

また、平成セラミックス（株）については、当連結会計年度において東海高熱工業（株）が株式を全て売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

②商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品…当社及び国内連結子会社は、月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用しております。

③デリバティブ……………時価法によっております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっておりますが、平成10年4月1日以後新規取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～60年	機械装置及び運搬具	2～22年
炉	8～10年		

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間(17年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は平成18年3月30日開催の第144回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することを決議しました。当連結会計年度末の当社役員退職慰労引当金の残高は、現任取締役及び監査役に対する支給予定額であります。

③執行役員等退職慰労引当金

執行役員、理事、参事、参与及びシニアフェローの退職慰労金の支給にあてるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を引当計上しております。

④環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB廃棄物処理費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もることができる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定並びに少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理（振当処理、特例処理）によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- a ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引
- b ヘッジ手段……金利通貨スワップ、金利スワップ
ヘッジ対象……外貨建借入金、円貨建借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。ただし、特例処理によっている金利スワップ並びに一体処理（振当処理、特例処理）によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②当社及び国内連結子会社は、消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、17年間の定額法によっております。ただし、金額に重要性のないのれんについては一括償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が454百万円、繰延税金負債が159百万円、利益剰余金が295百万円それぞれ減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。
これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.0%から平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。
この税率変更により、繰延税金負債の純額が475百万円、法人税等調整額が43百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が394百万円、退職給付に係る調整累計額が36百万円それぞれ増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 166,059百万円

連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

用途	種類	会社名	場所	減損損失 (百万円)
遊休資産	土地	東海カーボン株式会社	静岡県御殿場市	39
除却予定資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 炉 その他	東海カーボン株式会社	熊本県葦北郡芦北町	50
除却予定資産	建物及び構築物	東海カーボン株式会社	愛知県知多郡武豊町	1
除却予定資産	建物及び構築物	東海カーボン株式会社	滋賀県近江八幡市	17
除却予定資産	建物及び構築物	東海カーボン株式会社	山口県防府市	30
除却予定資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具	東海高熱工業株式会社	愛知県名古屋市	226
発熱体その他 製造設備	機械装置及び運搬具	東海高熱工業株式会社	宮城県柴田郡柴田町	0
カーボンブラック 製造設備	機械装置及び運搬具 建設仮勘定	東海炭素(天津)有限公司	中華人民共和国 天津市	3,958
遊休資産	機械装置及び運搬具	東海カーボン株式会社	宮城県石巻市	1

(2) 減損損失の認識に至った経緯

静岡県御殿場市の土地は遊休状態にあり、将来の用途が定まっておらず、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

熊本県葦北郡芦北町の除却予定資産については、炭素・セラミックスセグメントの生産最適化に伴う工場再編により除却が決定され、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

愛知県知多郡武豊町、滋賀県近江八幡市及び山口県防府市の除却予定資産については、今後の使用見込みが無いことから除却が決定され、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

愛知県名古屋市の除却予定資産については、工場敷地売却に伴い除却が決定され、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

宮城県柴田郡柴田町の発熱体その他製造設備については、収益性が悪化し回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

中華人民共和国天津市のカーボンブラック製造設備については、収益性が悪化し回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

宮城県石巻市の機械装置は遊休状態にあり、将来の用途が定まっておらず、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

- (3) 減損損失の金額と種類ごとの内訳
- | | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | 302百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,881百万円 |
| 炉 | 9百万円 |
| 土地 | 39百万円 |
| 建設仮勘定 | 91百万円 |
| その他 | 3百万円 |
- (4) 減損損失を認識した資産グループの概要とグルーピングの方法
- ・資産グループ
 - 東海カーボン株式会社遊休資産
 - 東海カーボン株式会社除却予定資産
 - 東海高熱工業株式会社除却予定資産
 - 東海高熱工業株式会社発熱体その他製造設備
 - 東海炭素（天津）有限公司カーボンブラック製造設備
 - ・グルーピングの方法

管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。ただし、賃貸資産・遊休資産・除却予定資産については、それぞれ個別の物件ごとにグルーピングしております。
- (5) 回収可能価額の算定方法
- 静岡県御殿場市の遊休資産は正味売却価額により測定し、固定資産税評価額を基に算出した価額により評価しております。
- 熊本県葦北郡芦北町の除却予定資産は、使用価値により評価しております。
- 愛知県知多郡武豊町、滋賀県近江八幡市、山口県防府市及び愛知県名古屋市の除却予定資産については、備忘価額により評価しております。
- 宮城県柴田郡柴田町の発熱体その他製造設備については、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。
- 中華人民共和国天津市のカーボンブラック製造設備の回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを6.0%で割引いて算出した価額により評価しております。
- 宮城県石巻市の遊休資産については、備忘価額により評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	224,943	－	－	224,943
合 計	224,943	－	－	224,943
自己株式				
普通株式	11,714	43	0	11,757
合 計	11,714	43	0	11,757

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加43千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少0千株は、単元未満株式の売渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成27年 3 月27日 定時株主総会	普通株式	639	3.0	平成26年12月31日	平成27年 3 月30日
平成27年 8 月 5 日 取締役会	普通株式	639	3.0	平成27年 6 月30日	平成27年 9 月 1 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成28年 3 月30日 定時株主総会	普通株式	639	利益剰余金	3.0	平成27年12月31日	平成28年 3 月31日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、変動金利で調達している外貨建ての長期借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクに対して金利通貨スワップ取引を、円貨建ての長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して元本及び支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールにしたがって行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、以下の表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	16,045	16,045	－
(2)受取手形及び売掛金	26,897	26,897	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
①関連会社株式	3,226	11,376	8,149
②その他有価証券	26,787	26,787	－
資 産 計	72,957	81,106	8,149
(1)支払手形及び買掛金	9,196	9,196	－
(2)電子記録債務	2,201	2,201	－
(3)短期借入金	7,469	7,469	－
(4)一年以内返済長期借入金	2,068	2,068	－
(5)長期借入金	14,398	14,454	55
負 債 計	35,333	35,389	55
デリバティブ取引（※1）	(161)	(161)	－

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の売掛金は為替予約の振当処理の対象とされており（「デリバティブ取引」参照）、当該為替予約と一体として円貨建て債権とみなして算定しております。

(3)有価証券及び投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金、並びに(4)一年以内返済長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理、又は金利通貨スワップの一体処理（振当処理、特例処理）の対象とされており（「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップ又は金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

①取引金融機関から提示された価格等を時価としております。

②為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。（上記 資産(2)参照）

③金利スワップの特例処理並びに金利通貨スワップの一体処理（振当処理、特例処理）によるものは、ヘッジ対象とされている変動金利外貨建長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記 負債(5)参照）

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,667百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	576円57銭
2. 1株当たり当期純利益	11円65銭

第154期貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	52,319	流 動 負 債	28,578
現金及び預金	5,964	電 子 記 録 債 務 金	2,110
受 取 手 形	278	買 入 掛 借 金	6,923
売 掛 金	19,371	短 期 借 入 金	1,000
有 価 証 券	7,000	一 年 以 内 返 済 長 期 借 入 金	2,066
商 品 及 び 製 品	6,316	関 係 会 社 短 期 借 入 金	9,548
仕 掛 品	7,982	未 払 消 費 税	920
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,053	未 払 法 人 税 等	441
短 期 前 払 費 用	216	未 払 費 用	3,405
繰 延 税 金 資 産	521	未 預 り 金	789
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	744	預 賞 与 引 当 金	207
未 収 入 金	687	営 業 外 電 子 記 録 債 務 他	97
そ の 他	214	固 定 負 債	809
貸 倒 引 当 金	△29	長 期 借 入 金	257
固 定 資 産	90,235	繰 延 税 金 引 当 金	11,245
有 形 固 定 資 産	32,609	繰 延 税 金 引 当 金	4,330
建 物 及 び 付 属 設 備	10,836	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	19
構 築 物	2,611	環 境 安 全 除 去 債 務 他	33
機 械 及 び 諸 設 備	9,258		466
炉	748		42
車 両 工 具 器 具 備 品	349		573
土 地	6,202	負 債 合 計	45,290
建 設 仮 勘 定	2,602	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	314	株 主 資 本	89,099
ソ フ ト ウ ェ ア	298	資 本 金	20,436
施 設 利 用 権 等	15	資 本 剰 余 金	17,502
投 資 そ の 他 の 資 産	57,311	資 本 準 備 金	17,502
投 資 有 価 証 券	17,867	利 益 剰 余 金	58,403
関 係 会 社 株 式	29,298	利 益 準 備 金	2,864
関 係 会 社 出 資 金	8,876	そ の 他 利 益 剰 余 金	55,539
前 払 年 金 費 用	772	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,621
そ の 他	537	別 途 積 立 金	44,368
貸 倒 引 当 金	△41	繰 越 利 益 剰 余 金	9,549
資 産 合 計	142,554	自 己 換 算 差 額 等	△7,243
		評 価 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,164
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	8,164
		純 資 産 合 計	△0
		負 債 純 資 産 合 計	97,264
			142,554

第154期 損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売 上	高				55,532
売 上 原 価					43,103
売 上 総 利 益					12,429
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					8,484
営 業 利 益					3,944
営 業 外 収 益					
受 取 利 息 及 び 配 当 金			998		
受 取 賃 貸 料			507		
そ の 他 営 業 外 収 益			435		1,940
営 業 外 費 用					
支 払 利 息			152		
賃 貸 設 備 諸 経 費			219		
為 替 差 損			201		
そ の 他 営 業 外 費 用			312		886
経 常 利 益					4,998
特 別 利 益					
投 資 有 価 証 券 売 却 益			5,814		
固 定 資 産 売 却 益			1,003		
関 係 会 社 清 算 益			557		7,375
特 別 損 失					
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損			5,118		
減 損 損 失			140		
解 体 撤 去 費 用			106		5,365
税 引 前 当 期 純 利 益					7,008
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			3,947		
法 人 税 等 調 整 額			△300		3,646
当 期 純 利 益					3,361

第154期株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計			
平成27年1月1日残高	20,436	17,502	17,502	2,864	1,587	44,368	7,796	53,752	56,617	△7,227	87,328
会計方針の変更による累積的影響額							△295	△295	△295		△295
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,436	17,502	17,502	2,864	1,587	44,368	7,500	53,457	56,321	△7,227	87,032
当期中の変動額											
剰余金の配当							△1,279	△1,279	△1,279		△1,279
当期純利益							3,361	3,361	3,361		3,361
実効税率変更に伴う積立金の増加					70		△70	－	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△37		37	－	－		－
自己株式の取得										△15	△15
自己株式の処分							△0	△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)											
当期中の変動額合計	－	－	－	－	33	－	2,049	2,082	2,082	△15	2,067
平成27年12月31日残高	20,436	17,502	17,502	2,864	1,621	44,368	9,549	55,539	58,403	△7,243	89,099

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年1月1日残高	11,064	—	11,064	98,392
会計方針の変更による累積的影響額				△295
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,064	—	11,064	98,097
当期中の変動額				
剰余金の配当				△1,279
当期純利益				3,361
実効税率変更に伴う積立金の増加				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△15
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△2,899	△0	△2,899	△2,899
当期中の変動額合計	△2,899	△0	△2,899	△832
平成27年12月31日残高	8,164	△0	8,164	97,264

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品……月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後新規取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び付属設備	3～50年	構築物	2～60年
機械及び諸設備	2～22年	炉	8～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生年度に一括費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく当事業年度末要支給額を引当計上しております。

(追加情報)

平成18年3月30日開催の第144回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することを決議しました。当事業年度末の役員退職慰労引当金の残高は、現任取締役及び監査役に対する支給予定額であります。

(5) 執行役員等退職慰労引当金

執行役員、理事、参事、参与及びシニアフェローの退職慰労金の支給にあてるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を引当計上しております。

(6) 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB廃棄物処理費用等の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もることができる額を計上しております。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるために、関係会社に対する投資額及び債権額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理（振当処理、特例処理）によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

a ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引

b ヘッジ手段……金利通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建借入金、円貨建借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。ただし、特例処理によっている金利スワップ並びに一体処理（振当処理、特例処理）によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が454百万円、繰延税金負債が159百万円、繰越利益剰余金が295百万円それぞれ減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 121,857百万円
2. 保証債務

被保証者	金額（百万円）	被保証債務の内容
東海炭素（天津）有限公司	4,039（220,000千人民元）	銀行借入金
東海碳素（蘇州）有限公司	260（14,200千人民元）	銀行借入金
計	4,299	

3. 関係会社に対する債権債務
 - 関係会社に対する短期金銭債権 5,976百万円
 - 関係会社に対する短期金銭債務 382百万円
4. 取締役に対する短期金銭債務 13百万円

損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

 - (1) 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
遊休資産	土地	静岡県御殿場市	39
除却予定資産	建物及び付属設備 構築物 機械及び諸設備 炉 車両工具器具備品	熊本県葦北郡芦北町	50
除却予定資産	建物及び付属設備	愛知県知多郡武豊町	1
除却予定資産	建物及び付属設備	滋賀県近江八幡市	17
除却予定資産	建物及び付属設備	山口県防府市	30
遊休資産	機械及び諸設備	宮城県石巻市	1

- (2) 減損損失の認識に至った経緯
- 静岡県御殿場市の土地は遊休状態にあり、将来の用途が定まっておらず、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。
- 熊本県葦北郡芦北町の除却予定資産については、炭素・セラミックスセグメントの生産最適化に伴う工場再編により除却が決定され、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。
- 愛知県知多郡武豊町、滋賀県近江八幡市及び山口県防府市の除却予定資産については、今後の使用見込みが無いことから除却が決定され、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。
- 宮城県石巻市の機械及び諸設備は遊休状態にあり、将来の用途が定まっておらず、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。
- (3) 減損損失の金額と種類ごとの内訳
- | | |
|----------|-------|
| 建物及び付属設備 | 62百万円 |
| 構築物 | 17百万円 |
| 機械及び諸設備 | 9百万円 |
| 炉 | 9百万円 |
| 車両工具器具備品 | 3百万円 |
| 土地 | 39百万円 |
- (4) 減損損失を認識した資産グループの概要とグルーピングの方法
- ・資産グループ

遊休資産

除却予定資産

・グルーピングの方法

管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。ただし、賃貸資産・遊休資産・除却予定資産については、それぞれの個別の物件ごとにグルーピングしております。
- (5) 回収可能価額の算定方法
- 静岡県御殿場市の遊休資産は正味売却価額により測定し、固定資産税評価額を基に算出した価額により評価しております。
- 熊本県葦北郡芦北町の除却予定資産は、使用価値により評価しております。
- 愛知県知多郡武豊町、滋賀県近江八幡市及び山口県防府市の除却予定資産については、備忘価額により評価しております。
- 宮城県石巻市の遊休資産については、備忘価額により評価しております。
2. 関係会社との取引高
- | | |
|------------------|-----------|
| 関係会社に対する売上高 | 12,021百万円 |
| 関係会社からの仕入高 | 1,713百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 1,067百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首株式数（千株）	当 事 業 年 度 増加株式数（千株）	当 事 業 年 度 減少株式数（千株）	当 事 業 年 度 末 株式数（千株）
自己株式				
普通株式	11,714	43	0	11,757
合 計	11,714	43	0	11,757

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加43千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少0千株は、単元未満株式の売渡による減少であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因

未払事業税否認額	249百万円
たな卸資産評価減否認額	177百万円
減価償却費損金算入限度超過額	61百万円
減損損失否認額	376百万円
投資有価証券評価損否認額	149百万円
関係会社株式等評価損否認額	3,710百万円
会員権評価損否認額	62百万円
環境安全対策引当金否認額	153百万円
その他	269百万円
小計	5,210百万円
評価性引当額	△4,369百万円
繰延税金資産合計	841百万円
繰延税金負債との相殺額	△320百万円
繰延税金資産の純額	521百万円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因

その他有価証券評価差額金	△3,622百万円
固定資産圧縮積立金	△763百万円
前払年金費用	△249百万円
その他	△14百万円
繰延税金負債合計	△4,650百万円
繰延税金資産との相殺額	320百万円
繰延税金負債の純額	△4,330百万円

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.0%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の純額が378百万円、法人税等調整額が38百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が339百万円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	東海高熱工業（株）	所有 直接 100.0%	兼任 2人	耐火物等 の購入	資金の借入 (注 1)	213	短期 借入金	7,871
子会社	東海炭素（天津）有限公司	所有 直接 100.0%	無し	炭素製品 の購入	債務保証 (注 2)	4,039	－	－
子会社	TOKAI CARBON ELECTRODE SALES L.L.C.	所有 間接 70.0%	無し	当社製品 の販売	製品の販売 (注 3)	3,833	売掛金	2,078

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注 1）借入の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- （注 2）東海炭素（天津）有限公司の銀行借入につき債務保証を行ったものであります。
- （注 3）当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し交渉の上、決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 456円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 15円77銭 |

退職給付に関する事項

1. 採用している退職給付制度の概要
- 当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。
2. 退職給付債務に関する事項
- | | |
|-------------|-----------|
| 退職給付債務 | △4,616百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △1,221百万円 |
| 年金資産 | 6,610百万円 |
| 前払年金費用 | 772百万円 |
3. 退職給付費用に関する事項
- | | |
|----------------|---------|
| 勤務費用 | 304百万円 |
| 利息費用 | 22百万円 |
| 期待運用収益 | －百万円 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | －百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △177百万円 |
| 退職給付費用 | 149百万円 |
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
- | | |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 給付算定式基準 |
| 割引率 | 0.5% |
| 期待運用収益率 | 0.0% |

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 茂 木 浩 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 更 織 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海カーボン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 浩 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 更 織 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海カーボン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役及び内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、内部監査部門及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月9日

東海カーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 笹 尾 誠一郎 ㊞
監 査 役 中 井 清 就 ㊞
監 査 役 寒 川 恒 久 ㊞
監 査 役 草 場 正 博 ㊞

(注) 常勤監査役笹尾誠一郎、監査役草場正博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、配当につきましては、東海カーボングループ全体の事業基盤の強化と企業価値を向上させ、株主利益を増大させることを目指しながら、内部留保の充実も考慮しつつ、中期的視野に立ち、収益状況を基本として決定する方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び会社を取り巻く経済環境などを勘案いたしまして、中間配当と同じく1株につき3円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えました年間配当金は1株につき6円となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額639,555,426円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をし、現行定款第17条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

② 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる規定として、現行定款第25条（社外取締役の責任免除）及び第32条（社外監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条（社外取締役の責任免除）及び第32条（社外監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第25条（社外取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ 現行定款第19条及び第29条につきましては、現行定款の規定内容を明確化するため、表記方法を変更するものであり、内容の変更はありません。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	改定案
<新 設>	<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。 ②会社法第309条第2項によるべき特別決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。	（決議の方法） 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。 ②会社法第309条第2項によるべき特別決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

現行定款	改定案
第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第18条 当会社に取り締役13名以内を置く。 (選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (代表取締役) 第21条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。 ②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 (取締役会) 第22条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。 ②取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 ③取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、代表取締役を補佐して業務を執行する。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第19条 当会社に取り締役13名以内を置く。 (選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (代表取締役) 第22条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。 ②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 (取締役会) 第23条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。 ②取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 ③取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、代表取締役を補佐して業務を執行する。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	改定案
(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (社外取締役の責任免除) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (取締役会規程) 第26条 取締役会に関するその他の事項は取締役会が別に定める取締役会規程による。 (相談役及び顧問) 第27条 取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。 第5章 監査役及び監査役会 (定員) 第28条 当会社に監査役4名以内を置く。 (選任) 第29条 監査役は株主総会において選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。	(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、取締役（取締役であったものを含む）の同法第423条第1項の賠償責任を免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (取締役会規程) 第27条 取締役会に関するその他の事項は取締役会が別に定める取締役会規程による。 (相談役及び顧問) 第28条 取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。 第5章 監査役及び監査役会 (定員) 第29条 当会社に監査役4名以内を置く。 (選任) 第30条 監査役は株主総会において選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

現行定款	改定案
(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会) 第31条 監査役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。 ②監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (社外監査役の責任免除) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役会規程) 第33条 監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規程による。	(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会) 第32条 監査役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。 ②監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役の責任免除) 第33条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、監査役（監査役であったものを含む）の同法第423条第1項の賠償責任を免除することができる。</u> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役会規程) 第34条 監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規程による。

現行定款	改定案
第6章 会計監査人 (会計監査人) 第34条 会計監査人は株主総会で選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 ③会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ④会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 第7章 計算 (事業年度) 第35条～第38条 ＜条文省略＞	第6章 会計監査人 (会計監査人) 第35条 会計監査人は株主総会で選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ③会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ④会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 第7章 計算 (事業年度) 第36条～第39条 ＜現行どおり＞

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	なが さか はじめ 長 坂 一 (昭和25年1月9日生)	昭和47年4月 東海電極製造株式会社[現当社]入社 平成18年3月 当社取締役執行役員カーボンブラック事業部 副事業部長、同事業部販売部長 平成19年3月 当社取締役執行役員カーボンブラック事業部 副事業部長、同事業部販売部長、同事業部管理 購買部長 平成20年3月 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事 業部副事業部長、同事業部販売部長、同事業部 管理購買部長、大阪支店長 平成21年3月 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事 業部副事業部長、同事業部管理購買部長、大阪 支店長 平成22年3月 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事 業部長 平成23年3月 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事 業部長 平成24年3月 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事 業部、電極事業部担当 平成25年3月 当社代表取締役専務執行役員カーボンブラッ ク事業部、電極事業部担当兼大阪支店長、名古 屋支店長 平成26年3月 当社代表取締役副社長執行役員カーボンブラ ック事業部、電極事業部、原料調達部担当 平成27年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）	90,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	むろ ふし のぶ ゆき 室 伏 信 幸 (昭和30年1月5日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年3月 当社取締役電極事業部副事業部長、同事業部販売部長兼アジアパシフィックオフィス所長 平成16年3月 当社取締役電極事業部副事業部長、同事業部販売部長 平成17年3月 当社取締役執行役員電極事業部副事業部長、同事業部販売部長 平成18年3月 当社取締役常務執行役員電極事業部長、同事業部管理購買部長 平成19年3月 当社取締役常務執行役員電極事業部長 平成21年3月 当社取締役専務執行役員ファインカーボン事業部担当兼電極事業部長 平成24年3月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部担当兼経営戦略本部長 平成27年3月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 平成28年1月 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長（現任） (重要な兼職の状況) 東海炭素（天津）有限公司董事長 Cancarb Limited取締役会会長 韓国東海カーボン株式会社代表理事会長	81,053株
3	ほそ や まさ なお 細 谷 正 直 (昭和30年8月27日生)	昭和54年4月 株式会社三菱銀行〔現 株式会社三菱東京UFJ銀行〕入行 平成20年1月 当社顧問 平成20年3月 当社執行役員 平成21年3月 当社執行役員経営管理本部長 平成22年3月 当社取締役執行役員経営管理本部担当兼経営管理本部長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長（現任）	27,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	ふく だ とし あき 福田 敏 昭 (昭和32年11月13日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成17年 3 月 当社開発企画部長 平成20年 3 月 当社開発戦略本部開発企画部長 平成21年 3 月 当社参事開発戦略本部開発企画部長、同本部機能材部長兼生産技術センター長 平成22年 3 月 当社理事開発戦略本部副本部長 平成23年 3 月 当社理事開発戦略本部副本部長、同本部開発企画部長 平成23年 9 月 当社理事ファインカーボン事業部担当補佐兼開発戦略本部副本部長 平成24年 3 月 当社取締役執行役員開発戦略本部、ファインカーボン事業部担当補佐兼開発戦略本部長 平成26年 3 月 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部担当補佐兼開発戦略本部長 平成27年 2 月 当社取締役執行役員開発戦略本部担当兼開発戦略本部長 平成27年 3 月 当社取締役常務執行役員開発戦略本部長 平成28年 1 月 当社取締役常務執行役員ファインカーボン事業部長（現任） （重要な兼職の状況） TOKAI CARBON U.S.A.,INC.取締役会会長 東海耀碳素（大連）有限公司董事長	31,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	せり ざわ ゆう じ 芹 澤 雄 二 (昭和34年12月27日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成18年 3 月 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長、同事業部炭素セラミックス販売部長、同事業部電子・機能材販売部長 平成19年 3 月 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長、同事業部販売部長 平成20年 3 月 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長 平成21年 3 月 当社執行役員ファインカーボン事業部長 平成24年 3 月 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部担当兼ファインカーボン事業部長 平成25年 3 月 当社取締役執行役員田ノ浦研究所長、田ノ浦工場長 平成26年 3 月 当社執行役員電極事業部長 平成27年 2 月 当社執行役員電極事業部長〔原料調達部管掌〕 平成27年 3 月 当社取締役執行役員電極事業部長〔原料調達部管掌〕 平成28年 1 月 当社取締役執行役員経営戦略本部長（現任）	46,000株
6	すぎ ほら かん じ 杉 原 幹 治 (昭和33年11月23日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成17年 3 月 当社ファインカーボン事業部生産技術部長 平成24年 3 月 当社参事ファインカーボン事業部副事業部長、同事業部生産技術部長 平成25年 3 月 当社執行役員ファインカーボン事業部長 平成26年 3 月 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部長、同事業部生産技術部長、同事業部事業管理部長 平成27年 2 月 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部担当兼ファインカーボン事業部長、同事業部生産技術部長、同事業部事業管理部長 平成27年 3 月 当社取締役常務執行役員ファインカーボン事業部長、同事業部生産技術部長 平成27年 9 月 当社取締役常務執行役員ファインカーボン事業部長 平成28年 1 月 当社取締役（非常勤）（現任）	20,000株

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	※ くま くら よし お 熊 倉 禎 男 (昭和15年1月19日生)	昭和44年4月 弁護士登録 昭和44年4月 中松特許法律事務所(現中村合同特許法律事務所)入所 昭和51年6月 ハーバード大学ロースクールL.L.M(法学修士)取得 昭和55年1月 中村合同特許法律事務所パートナー(現任) 平成12年4月 一般社団法人国際法協会日本支部常任理事(現任) 平成12年5月 日本ローエイシア友好協会常任理事(現任) 平成16年6月 日本製粉株式会社監査役 平成19年3月 当社取締役(平成25年3月退任) 平成23年6月 社団法人日本国際工業所有権保護協会(現一般社団法人日本国際知的財産保護協会)会長 平成26年6月 日本製粉株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 中村合同特許法律事務所パートナー 一般社団法人国際法協会日本支部常任理事 日本ローエイシア友好協会常任理事 日本製粉株式会社取締役	20,000株
8	※ かん ばやし のぶ みつ 神 林 伸 光 (昭和23年5月28日生)	昭和46年4月 川崎重工業株式会社入社 平成14年10月 株式会社川崎造船取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成20年4月 川崎重工業株式会社常務執行役員、株式会社川崎造船取締役副社長 平成21年6月 川崎重工業株式会社常務取締役 平成22年4月 株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役(非常勤) 平成22年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント 平成25年4月 川崎重工業株式会社取締役 平成25年6月 同社顧問(現任) 平成27年6月 一般社団法人日本船舶技術研究協会理事長(現任) (重要な兼職の状況) 川崎重工業株式会社顧問 一般社団法人日本船舶技術研究協会理事長	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 熊倉禎男及び神林伸光の両氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

熊倉禎男氏は、平成19年3月から6年間にわたり当社の社外取締役として在任し、また法曹界でも要職を歴任され、業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営の監督機能を果たすことができるものと判断しております。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

神林伸光氏は、輸送用機器製造業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営の監督機能を果たすことができるものと判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認された場合には、当社は社外取締役候補者である熊倉禎男及び神林伸光の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

(3) 本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、熊倉禎男及び神林伸光の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ささ お せい いち ろう 笹 尾 誠 一 郎 (昭和31年11月15日生)	昭和55年4月 三菱信託銀行株式会社〔現 三菱UFJ信託銀行株式会社〕入社 平成18年6月 同社九州法人営業部長 平成20年4月 同社総務部長 平成21年4月 三菱UFJ代行ビジネス株式会社常務取締役 平成24年2月 同社顧問 平成24年3月 当社常勤監査役（現任）	11,000株
2	さむ かわ つね ひさ 寒 川 恒 久 (昭和18年4月11日生)	昭和41年3月 株式会社電業社機械製作所入社 昭和60年4月 当社入社 平成10年3月 当社常勤監査役 平成24年3月 当社監査役（現任）	593,790株
3	※ あさ かわ ゆき ひさ 浅 川 幸 久 (昭和24年3月6日生)	昭和47年4月 日本化薬株式会社入社 平成15年8月 同社ビジネスサポートセンター経理グループ長 平成16年8月 同社グループ管理本部経理部長 平成17年8月 同社執行役員グループ管理本部経理部長 平成18年8月 同社監査役（平成26年6月退任）	0株
4	※ かけ はし かず ゆき 掛 橋 和 幸 (昭和26年12月7日生)	昭和47年4月 東洋カーボン株式会社〔現当社〕入社 平成13年3月 当社ファインカーボン事業部生産技術部長 平成16年3月 当社田ノ浦工場長 平成21年3月 当社湘南事業所長、茅ヶ崎工場長、開発戦略本部工業化グループ長 平成21年8月 当社ファインカーボン事業部長付 平成21年9月 当社開発戦略本部長付 平成22年3月 当社開発戦略本部開発企画部長 平成22年8月 東海高熱工業株式会社取締役 平成27年3月 同社常務執行役員（現任）	17,000株

（注）1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 笹尾誠一郎及び浅川幸久の両氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由

①笹尾誠一郎氏は、信託銀行及びその関連会社における業務、経営経験を当社の事業全般の監査に活かすことができるものと判断しております。

②浅川幸久氏は、平成18年8月から平成26年6月まで日本化薬株式会社の監査役（常勤）として在任し、製造業における豊富な業務、監査役経験を有し、当社の事業全般の監査に活かすことができるものと判断しております。

- (2) 社外監査役に就任してからの年数
笹尾誠一郎氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- (3) 責任限定契約の内容の概要
第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認され、笹尾誠一郎、寒川恒久、浅川幸久及び掛橋和幸の4氏が監査役に就任された場合には、当社は4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主総会参考書類

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
草 場 正 博 (昭和25年1月24日生)	昭和48年4月 三菱信託銀行株式会社[現 三菱UFJ信託銀行株式会社] 入社 平成12年10月 同社本店法人営業部長 平成15年2月 同社人事部付 平成15年3月 当社常勤監査役 平成24年3月 東海高熱工業株式会社監査役（平成28年3月24日退任予定） 平成27年12月 当社監査役（現任）	15,000株

(注) 1. 草場正博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 草場正博氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由

草場正博氏は、平成15年3月から平成24年3月まで当社の社外監査役（常勤）として在任、平成27年12月から再び当社の社外監査役（非常勤）として在任し、信託銀行における業務経験を当社の事業全般の監査に活かしていただきました。

同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏は当社の子会社である東海高熱工業株式会社の監査役であります（平成28年3月24日退任予定）。

(2) 責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認され、草場正博氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

以上

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お	問 合 せ 先
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（＊）	特 別 口 座 の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711（通話料無料）
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人	[手続き書類のご請求方法] ○音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/

（＊）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お	問 合 せ 先
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

株 主 メ モ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定時株主総会	毎年3月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所
公 告 方 法	当会社の公告は、電子公告とする。 公告掲載URL http://www.tokaicarbon.co.jp/ (ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載する。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

メ モ

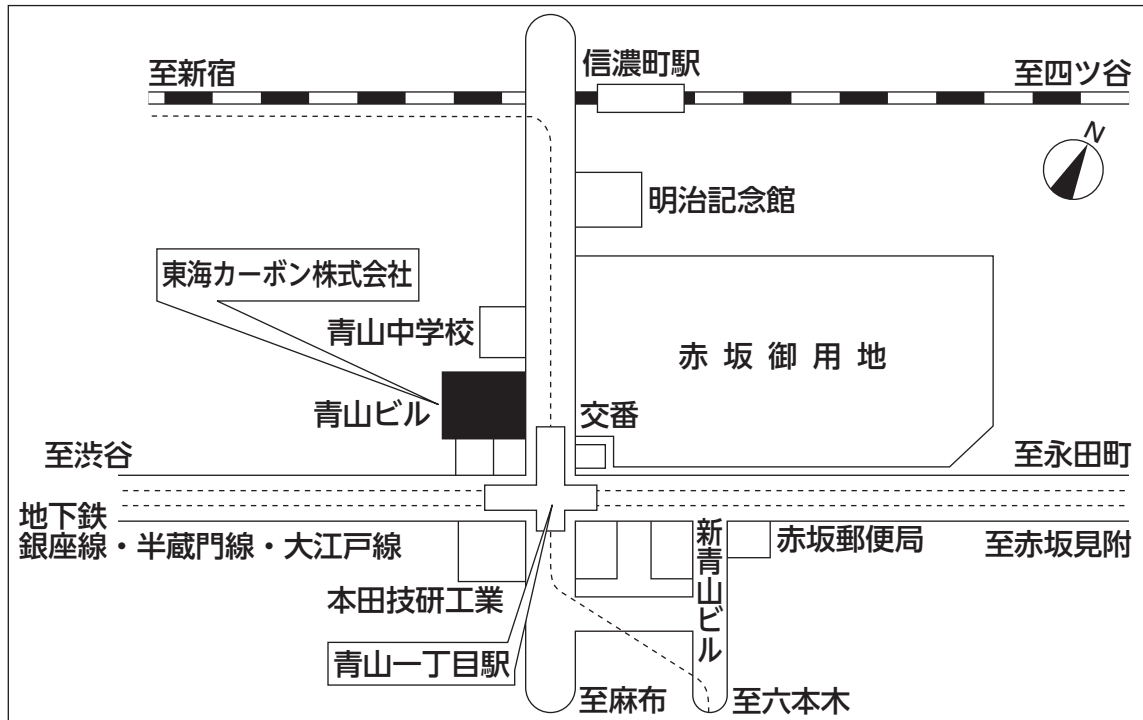
Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

東京都港区北青山一丁目2番3号

当社本店(青山ビル10階)

電話 東京(03)3746-5100



株主総会会場への最寄駅

地下鉄…銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」駅下車

徒歩約1分(0番出口上る)

J R…「信濃町」駅下車徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。